

下高根沢（大塚・谷津・大久保）特定農用地利用規程

（目 的）

第1条 この規程は、栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢（大塚・谷津・大久保）の農業の振興を図るため、農用地の有効利用を促進することを目的とする。

（実施地区）

第2条 実施地区は、栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢字西の区域内とする。
〔別添図面参照〕

（地域ぐるみでの農用地の利用改善）

第3条 この組合は、地区内の農用地の耕作放棄、荒らし作りの防止に努めるとともに、組合員の営農志向及び自主性を尊重し、地区の条件に適した作付地の集団化及び栽培管理の改善並びに農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等の促進による農作業の効率化に重点をおいて、地区の農用地の利用の改善に努めるものとする。

（農用地の利用構想）

第4条 農用地の利用改善と組合員の営農改善を促進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら主要作物の作付地の集団化・農地の集団化の推進に努めるものとする。

（農作業の効率化（等）の推進）

第5条 過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を促進するため、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化の推進に努めるものとする。

2 機械・施設の点検整備、技術向上により、機械農作業中の労働災害未然防止及び安全作業に努めるものとする。

（農用地の利用関係の改善）

第6条 地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地を所有し又は利用する者の農業経営の意向等からみて、耕作の目的に供されないと見込まれる農用地が著しく増加するおそれがあることを踏まえ、次条に定める農業法人（以下「特定農業法人」という。）が地区内の農用地について、有効利用を図るため次条に定める目標に向けて農用地の利用集積を行うものとする。

2 地区内の農用地について労働力不足等により自ら耕作を行うことが困難な当該農用地の所有者その他の使用及び収益を目的とする権利を有している者は組合に申し出るものとする。

3 組合は、地区内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図っていない当該農用地の所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有している者に対し特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行う旨の申出を行うよう勧奨することができる。

- 4 第2項の申し出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、特定農業法人を利用権の設定等の受け手とする「農用地利用集積等促進計画」を定めるべきことを町に申し出るものとする。ただし、特定農業法人が農作業を受託することにより当該農用地の有効利用と適切な管理を行うのが適当と認められる場合には、農作業の委託を受けるよう特定農業法人にあっせんするものとする。
- 5 前項に規定する組合からの申出の内容に即して、町が「農用地利用集積等促進計画」を定める場合には、第2項の申出者及び特定農業法人は「農用地利用集積等促進計画」に同意するものとする。
- 6 特定農業法人は、第4項ただし書きの組合からのあっせんがあった場合にはこれに応じるものとする。
- 7 第2項の申し出は、特定農業法人による計画的な農作業の実施が行えるよう適切な時期までに行うものとする。

(特定農業法人の名称及び住所)

第7条 特定農業法人は次のとおりとする。

- (1) 名称 一般社団法人ファームかしの森 (代表理事 高松正男)
- (2) 住所 芳賀郡芳賀町大字下高根沢

(利用集積の目標面積)

第8条 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標面積(総集積目標面積)及び利用権設定等を行うこととする農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次の(1)及び(3)のとおりとし、特定農業法人の現況集積面積は、次の(2)のとおりである。

		(内訳) 経営面積	作業受託面積
(1) 総集積目標面積	30.0ha	30.0ha	00.0ha
(2) 現況集積面積	00.0ha	00.0ha	00.0ha
(3) 集積目標面積 ((1)-(2))	30.0ha	30.0ha	00.0ha

(相互協力等)

- 第9条 組合員及び特定農業法人は、相互の理解と信頼により、地区の農業の振興並びに農用地の有効利用及び農業経営の改善に一致協力して取り組むものとする。
- 2 住みよいむらづくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。
- 3 女性労働の軽減を図るとともに、農村生活改善のため、女性グループ活動の推進に協力するものとする。
- 4 実施区域内の農用地の整備等を行うため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

(細 則)

第10条 この規程を実施するために必要な細則は組合が別に定める。

(附 則)

この規程は、町の認定のあった日から施行する。